

## 令和7年度入学試験問題

前期日程

## 小論文

多文化社会学部

## 注意事項

試験開始後、問題冊子及び解答用紙（その1～その4）のページを確かめ、落丁、乱丁あるいは印刷が不鮮明なものがあれば新しいものと交換するので挙手すること。

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開かないこと。
2. 解答は必ず解答用紙の指定されたところに記入すること。
3. 解答する数字、文字、記号などは明瞭に書くこと。
4. 各問いに指示された文字数の範囲内で解答欄に記入すること。
5. 各解答用紙の所定の欄に氏名と受験番号（2か所）を確実に記入すること。
6. 下書き用紙（4枚）は適宜利用すること。
7. 下書き用紙（4枚）での提出は認めない。
8. 解答用紙は持ち出さないこと。

ネオ・ピューリタニズムに関する【資料】に基づき、以下の問いに答えなさい。

- 問1 傍線部①「ネオ・ピューリタニズム」と筆者が呼ぶ心性の特徴を、150字以内で要約しなさい。
- 問2 傍線部②「我々の生活形式に対する統制を拡大強化する新たな社会的不寛容」として、どのようなものが考えられるか。喫煙規制以外で、私たちの生活のあり方に統制を加える「新たな社会的不寛容」の具体例を一つ挙げ、ネオ・ピューリタニズムとの関連について、600字以内で説明しなさい。
- 問3 傍線部③「リベラルな立憲民主体制をもつ社会においても、その脅威が自覚されることなく、この狂信は跋扈し、多様な生の在り方を追求する人々が公正に共生できる枠組たるこの体制の精神的基盤を侵食している」とあるが、それはなぜか。本文に即して、その理由を説明しなさい。そのうえで、そうした状況にどのように対応すべきか、あなたの意見を述べなさい。解答は合わせて800字以内にまとめること。

## 【資料】

「分煙」の名の下に「排煙」圧力を高める喫煙規制の狂熱は日本だけではなく、世界中に広まっている<sup>(注1)</sup>。しかも、「分煙」の仮面すらかなぐりすてた、あからさまな「排煙」誘導規制もまかり通っている。例えば、髑髏マークとともに書かれた「喫煙は健康に有害」とか、“Smoking Kills You.”とかいう類の多かれ少なかれ恫喝的なメッセージを、タバコ商品包装表面に、しかもその表面積の一定割合以上を占める形で表示することをメーカーに義務付ける規制は、それが無い国を見つけることの方が難しい(無いかもしれない)。

これは剥き出しのパターナリズム<sup>(注2)</sup>であることが問題にされるのは当然だが、それ以前に問題なのは、剥き出しの「二重基準(double standard)」だということである。ここで言う「二重基準」とは、〔中略〕恣意的で都合主義的な基準の使い分けという本来の悪しき意味におけるそれである。アルコール飲料や、四〇パーセント前後が脂肪であるチーズなど、消費の仕方や消費者の体質によって健康を害する危険性のある飲食物関連商品は無数にある。その中でタバコだけが標的にされているのは、普遍化不可能な差別を禁止する正義概念に反する——正義概念は規制の表面的内容だけでなく、その正当化理由の普遍化可能性も要請する——という意味で不正であるだけでなく、法の下の平等にあからさまに反している。

二重基準批判に対して、排煙運動家の中には、「複数の犯人のうち一人を先に逮捕したことに對して、他の犯人を見逃しているから不当だと批判するようなものだ」と反論する者もいるらしい。彼らは、タバコだけを標的にしているのではなく、まずタバコから始めているだけだと主張しているのだろうが、これは反論になっていないどころか、この種の規制の欺瞞性・自壊性を暴露するだけである。

健康に有害な効果を持つ飲食物は既に言ったように無数ある。アルコールだけでなく、普通の飲食物に普通に含まれる脂肪・塩分・糖分はどれも注意を要する。アレルギーになる食品含有物質も多様である。特に種々の添加物が使用されている現在の飲食物は、ほとんどが、健康に何らかの悪影響を与えるリスクがある。リスク・フリーな飲食物など無いと言っても過言ではない。健康リスクのある飲食物商品には、タバコ商品と同様な警告表示規制をすればしたら、ほとんどすべての飲食物商品が対象になるだろう。

こんな「健康パターナリズム規制」の全面的貫徹は、無数の業界団体から一斉に、あるいは次々と抵抗され、政治的に無理であるだけでなく、この種の規制があまりに馬鹿げていることが一般消費者にもばれてしまうため、社会的支持調達も無理である。しかも、ほとんどすべての飲食物にタバコと同様の健康リスク警告標識という「烙印(stigma)」を押してしまったら、タバコに対する烙印付け(stigmatization)の効果が消えてしまい、排煙運動家たちの運動論的戦略も挫折してしまうだろう。

タバコを標的にした警告表示規制——私に言わせれば「消費者恫喝命令」——がまかり通っているのは、そして排煙運動家たちがそれを喜んでいられるのは、まさに、タバコだけが標的にされているからである。タバコに対する規制は、タバコという「犯人」だけを標的にし、他の「犯人」をあえて見逃しているからこそ支持されているのである。

このように、タバコ商品に対する恣意的な警告表示規制、さらに言えば広告規制や広告自粛圧力は、「分煙」の枠を超えたパターンリズムであるという問題よりも、もっと深刻な問題を孕んでいる。そもそも、この種の規制はタバコだけを標的にした普遍化不可能な規制である点で、自己危害からの個人の保護というパターンリズムの論理によってさえ、首尾一貫した正当化論拠を与えることはできない。

この種の規制の根拠が個人を自己危害から救うというパターンリズムでないとしたら、一体その根拠は何か。その真の動機、隠された狙いは、世界を自らの「健全な世界」の理想に従って浄化するために、タバコという「魔性の毒物」をこの世界から追放したいという欲望である。「タバコという魔性の毒物を吸引する個人」は、その者自身が世界を汚し「健全世界」の実現を阻む悪魔となるがゆえに、その者を救うためではなく、「健全世界」の純潔性をこの世に広めるために、放逐されなければならない。いわば、タバコと喫煙者に対する「魔女狩り」の衝動が、この種の規制の深層心理的動因となっている。〔中略〕

タバコと喫煙者をこの世界から放逐して「健全世界」を実現したいという、いま述べた衝動の根底にあるのは、私が①ネオ・ピューリタニズムと呼ぶ心性<sup>(注3)</sup>である。

ピューリタンたちは、英国本土における国教徒勢力による迫害を逃れ、自らの信仰の自由を得るために新大陸（アメリカ）に集団移住したと、世界史の教科書には書かれている。しかし、彼らは、個人の信仰の自由が保障される世界を求めて新大陸に渡ったわけではなかった。彼らは、新天地で自らの信仰に基づく祭政一致体制、神権政治体制の共同体を樹立するために、新大陸に渡ったのである。

その当然の結果として、彼らが建設した初期ニュー・イングランドの植民地社会は宗教的にきわめて不寛容であった。その象徴的事例は一六九二年のセイラムにおける魔女狩り<sup>(注4)</sup>である。一六世紀半ばにカルヴァンがジュネーヴで神権政治的弾圧をしたのと同様に、ピューリタン（Puritans）たちは、その名の通り、邪教の穢れから浄化（purify）された社会を求めて、自らの支配圏域においては苛烈な異端弾圧を行ったのである。しかも、彼らは、英国本土において国教徒勢力によって迫害されたという被害者意識があるために、自己の政治的支配下にある異端を苛烈に抑圧している自らの加害者性を自覚することはなかった。

まさにこれと同様に、「現代の魔女狩り」としての排煙実践は、タバコの危害から身を守るという被害者意識から出発しながら、危害回避のためなら必要かつ十分な「分煙」の枠を超えて、タバコと喫煙者という「魔性の存在」自体の殲滅をめざす「健康十字軍」の攻撃性を剥き出しにし、この世界を排煙運動家たちの「健全世界」の理想に従って「浄化（purify）」しようとしている。これは、その精神構造において、ピューリタニ

ズムと見事に重なっている。ただ、目的は「宗教的に純潔な世界の実現」から、世俗的な「衛生的に純潔な世界の実現」へと変わっているので、ネオ・ピューリタニズムと名付けた次第である。

目的が世俗化されたからといって、ネオ・ピューリタニズムの方が、ピューリタニズムよりましだというわけではない。自己の宗教的理想の実現のために他者を迫害することに対しては、信仰の自由や政教分離を保障する現代の立憲民主国家においては、強い立憲主義的統制や社会的自制が働く。しかし、ネオ・ピューリタニズムは目的が世俗化されているがゆえに、かえってその「狂信性」が自覚されにくく、精神的自由と経済的自由双方に関わる基本的人権を侵害しながら、立憲主義的統制や社会的自制のチェックが機能せず、暴走しやすい。〔中略〕

ネオ・ピューリタニズムという概念をあえて提示するのは、この精神構造が、現代世界においては、宗教的不寛容に代わって、喫煙規制だけでなく他の様々な場面で、我々の生活形式に対する統制を拡大強化する新たな社会的不寛容の推進力になりつつあると恐れるからである。〔中略〕

ネオ・ピューリタニズムは、社会的不寛容の浸潤という問題に加えて、さらなる精神病理を孕んでいる。それは、「世界浄化 (purification of the world)」への欲求が「世界単純化 (simplification of the world)」への欲求と結合していることである。

ネオ・ピューリタニズムは、ピューリタニズムと同様、「悪」からの世界の浄化を求めるところで、ピューリタニズムにとって、「悪」の原因は「悪」でしかなく、病気・死・災厄などの「悪」の主因は「不信心者の悪徳」、あるいは「魔女の呪い」である。同様に、ネオ・ピューリタニズムにとって、この世界に存在する「悪」には、それを生む様々な要因があるにも拘わらず、その「悪」が帰責されるべき「主犯」<sup>(注5)</sup>的な「悪因子」がある(例えば、肺炎や癌の「主犯」的悪因子は喫煙である)。この「悪」を除去ないし縮減して世界を浄化するには、それを生む「主犯」的悪因子を突き止め、この悪因子を根絶させればよい。

「主犯」的悪因子を根絶することによって世界を「悪」から浄化しようとするこの欲求は、以下のような仕方で、世界の複雑性を捨象する世界単純化の過誤を犯している。

第一に、「悪」の原因が過度に単純化されている。一つの「悪」を生む要因は様々あり、「悪」の発生過程ではそれらが複雑に絡み合って影響しており、どれが「主犯」的因子で、どれが「従犯」的因子かを区別できるものではない。ある意味ですべて「共同正犯」的因子である。どれか一つの因子を除去しても、他の諸因子の相互作用でその「悪」は存続しうる。あるいは、一つの因子の除去がそれと拮抗していた他の因子を増殖・増強させ、かえってその「悪」が強化されることすらある。例えば、ストレスの高い生活を送っている喫煙者が禁煙した結果、ストレスがさらに高まり、それで活性酸素が増え、自律神経のバランスが崩れて免疫力が弱まり、癌になるというように。

第二に、世界が「善悪二元論」的に単純化されている。ここで善悪二元論と呼ぶのは、善と悪それぞれを一枚岩的に捉えた上で、両者が相反関係にあるとみなす思考様式で

ある。しかし、我々が生きる世界はそんな単純なものではない。善と悪が同じメダルの両面であり、悪しき面を破壊すると、同時に善き面も破壊されるという「両価性」が物事にあることは、よく指摘される。しかし問題はそれだけではない。

善と悪、それぞれが多様性・複雑性を内包し、それに応じて両者の関係も相反的とは限らず、相互依存性・相乗性をも有しうるのである。一つの善の一意専心的追求が他の善への配慮を忘れさせ、その他の善が抑制していた悪を繁茂させうる。あるいは、一つの悪を徹底的に排除すると、その悪の空白が他の悪が繁茂するニッチとなり、その他の悪が善へのより大きな脅威になる——つまり、一つの悪が他の一層大きな悪から善を結果的に保護する機能をもつ——こともある。〔中略〕

まとめよう。ネオ・ピューリタンの罪は何よりもまず、「健康」という世俗的価値を大義名分に掲げながら、「健全なる生」についての自己の構想に反する他者を「穢れ」とみなして世界から「滅除」<sup>(註6)</sup>しようとする社会的不寛容にある。健康自体が複雑な概念であり、健やかな人生が多様であること、さらには善き生にとって重要な価値は健康だけではなく、健康と他の価値との均衡をとる生き方も多様であることが、彼らには理解できない。

人間にとっての善き生の多様性・複雑性に対するネオ・ピューリタンの無理解は、さらに、悪の多様性・複雑性、善と悪の関係の多様性・複雑性への無理解に導く。自らが「悪」と烙印付けしたものを世界から除去すれば、世界はその分だけ浄化されると彼らは信じるが、この「悪」への十字軍的攻撃が他者の善き生を破壊するだけでなく、別の「悪」に温床を与えることが彼らには見えていない。世界を「純化」したいという欲望は、世界を「単純化」したいという欲望と不可分なのである。〔中略〕

喫煙規制の問題は、喫煙規制だけの問題ではない。「健康」、「衛生」、「安全」など、私たちの生を守護すると標榜する「価値」の名の下に、私たちの生を隅々まで統制し、これを鑄型にはめて圧縮成型しようとする狂信的な力が、喫煙規制の根底にあり、この力が、いまや様々な場面で増殖し、肥大化し、私たちを支配しつつある。

かつての宗教的狂信とは異なり、ネオ・ピューリタニズムと私が名付けたこの新たな狂信は、「健康」等々の世俗的価値、しかも「疑似科学」的装いすらまとった価値を大義名分としている。さらに、喫煙規制で見られるような、「分煙」の仮面を付けた排煙圧力や、〔中略〕非強制的な「要請」・「指示」の仮面を付けて「法の支配」を潜り抜ける社会的同調圧力など、「柔和なる社会統制」として偽装された規制手段を利用している。そのため、⑨リベラルな立憲民主体制をもつ社会においても、その脅威が自覚されることなく、この狂信は跋扈し、多様な生の在り方を追求する人々が公正に共生できる枠組たるこの体制の精神的基盤を侵食している。

注1 世界保健機関(WHO)の1998年総会で提案され、同機関が2003年に作成、2005年に発効した、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の第3条

には以下の記述がある。

「この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。」

なお、同条約の締結国は、2023年8月の時点で日本を含む183か国である。さらに日本国内に目を向けると、2002年に公布され、2003年に施行された健康増進法の第25条に以下の記述が見られる。

「国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。」

注2 社会的な関係において成立している、父と子のあいだのような保護・支配の関係のこと。

注3 心のあり方。メンタリティ。

注4 現在のアメリカ合衆国マサチューセッツ州ダンバース（旧セイラム村）で1692年3月1日に始まった一連の裁判で、200名近い村人が魔女として告発され、2人の乳児を含む20名以上が刑死・獄死した。

注5 刑法上、犯罪行為を直接的または間接的に行なった実行行為者を「正犯」と呼ぶ。二人以上で犯罪を犯した場合にその犯罪行為の実行の中心となった者を「主犯」、正犯をほう助した者を「従犯」（刑法62条及び63条）、一般に共謀と（共謀に基づく）実行をした者を「共同正犯」（刑法60条）としてそれぞれ呼ぶ。

注6 神に祈ってけがれや災いなどを払い除くこと。「ふつじょ」とも読む。

出典：井上達夫「ネオ・ピューリタニズムに抗して」児玉聡編『タバコ吸ってもいいですか——喫煙規制と自由の相剋——』信山社、2020年、217-231頁。ただし、出題にあたって一部改変した。